

The Japan Neurosurgical Society

Permanent Office:
Ishikawa Bld.

5-25-16 Hongo, Bunkyo-ku, Tokyo, 113-0033, Japan
TEL:81-3-3812-6226 FAX:81-3-3812-2090
TEL:81-3-3812-8092 (Editorial off.)
E-mail: jns@ss.ij4u.or.jp
E-mail: neuromed@ff.ij4u.or.jp (Editorial off.)



社団法人 日本脳神経外科学会

事務局

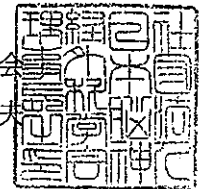
〒113-0033 東京都文京区本郷5-25-16 石川ビル4F
電話：03-3812-6226 FAX：03-3812-2090
電話：03-3812-8092 (編集部)
E-mail: jns@ss.ij4u.or.jp
E-mail: neuromed@ff.ij4u.or.jp (編集部)

平成 20 年 5 月 12 日

厚生労働大臣 舩添 要一 殿

(社) 日本脳神経外科学会

理事長 橋本 信夫



(社) 日本脳神経外科学会からの提言

日本脳神経外科学会は、日頃から患者さん中心の医療を実施してまいりました。患者さんが不幸にも医療事故にあわれた場合、そのご遺族がその原因を知りたいと思う事は当然のことと考えております。従って、医療事故原因を明らかにする事故調査委員会を創設することは当然のことと思っております。しかし、今回の「医療の安全の確保に向けた医療事故による死亡の原因究明・再発防止等の在り方に関する試案」(第三次試案)に関しまして、以下の点を要望いたします。

- 1) 調査委員会；設置主体には独立性を担保して頂きたい。また、専門家で構成し、人的確保の方法や財源を明らかにして頂きたい。
- 2) 重大なる過失；定義内容を明確にして頂きたい。
- 3) 医師法 21 条は、従前の犯罪のみを警察に報告する制度にして頂きたい。
- 4) 刑事責任；犯罪行為以外の医療事故は、刑事責任の免責ができる制度になるよう検察庁、警察庁と文書を交わして頂きたい。医療事故隠蔽やカルテ改ざん等は犯罪であるので刑事責任の免責は無いことは当然です。しかし、誠意を持った医療行為で、過誤や過失があった場合には、行政処分や民事裁判で処置する制度にして頂きたい。

※公表して差し支えありません。